法規 演習1

「得点できたかどうか」「〇か×か」ではなく、問題文を読んだ時に、「その 関連の知識が、頭の中にどう収納されているのか、フォーカスポイントはど こか」を簡単に*余白に描き出して*みてください

ウラ模試1

[No.11] 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか. ただし、居室については、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする. また、避難上の安全の検証はおこなわれていないものとする.

- 1. 1階を自動車車庫(当該用途に供する部分の床面積の合計が130 m²)とし、2階及び3階を事務所とする地上3階建ての建築物においては、当該自動車車庫部分と事務所部分とを防火区画しなくてもよい。
- 2. 建築物を所定の面積以内ごとに区画するための防火区画に用いる特定防火設備のうち、常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあっては、随時閉鎖する事ができ、かつ火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動する構造としなければならない.
- 3. 地上5階建ての共同住宅で、メゾネット形式の住戸の部分(住戸の階数が2以上であるもの)とその他の部分とを耐火構造の床若しくは壁又は 所定の防火設備により区画した。
- 4. 地上 15 階建ての事務所の 12 階部分で、執務室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造ったものは、床面積の合計 200 ㎡以内ごとに防火区画しなければならない。

[No.15] 主要構造部が耐火構造である病院(避難階は1階)に関する次の 記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか. ただし、「避難上の 安全の検証」は行われていないものとする.

- 1. 地上 6 階建ての病院で、6 階における病室の床面積の合計が 90 ㎡である場合において、その階から避難階又は地上に通ずる 2 以上の直通階段を設けなければならない。
- 2. 病院の各病室間の間仕切壁は、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達するものとするほか、所定の技術的基準に適合する遮音性能を有するものとしなければならない。
- 3. 敷地が第一種中高層住居専用地域内に 300 ㎡, 第二種低層住居専用地域内に 700 ㎡と二つの用途地域にわたる場合, 当該敷地には, 特定行政庁の許可を受けなければ新築することができない.
- 4. 病院の居室のうち入院患者の談話のために使用される居室には、原則として、採光のための窓その他の開口部を設けなければならない.

[No.17] 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか、

- 1. 建築物の外部の仕上げに用いる不燃材料及び準不燃材料は、いずれも、 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後、それぞれにつ いて定められた時間、燃焼しないものであること及び防火上有害な変形、 溶融、き裂その他の損傷を生じないものであることが求められている。
- 2. 防火性能を有する耐力壁である外壁と準防火性能を有する耐力壁である 外壁は、いずれも、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開 始後、それぞれについて定められた時間、構造耐力上支障のある変形、 溶融、破壊その他の損傷を生じないものであることが求められている.
- 3. 主要構造部を準耐火構造とした建築物以外の建築物であっても、柱及び 梁が不燃材料で、その他の主要構造部が所定の技術的基準に適合するも のとし、また、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に所定の防火設 備を有するものは、準耐火建築物に該当する.
- 4. 耐火建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備 に必要とされる遮炎性能は,通常の火災による火熱が加えられた場合に, 加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものでなけれ ばならない.

[No.18] 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか. ただし、敷地は、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するものではないものとする.

- 1. 幅員 15m の道路に接続する幅員 8m の道路を前面道路とする敷地が, 幅員 15m の道路から当該敷地が接する前面道路の部分の直近の端まで の延長が 35m の場合,容積率の算定に係る当該前面道路の幅員に加える数値は 2m とする.
- 2. 特例容積率適用地区内の2以上の敷地に係る土地の所有者等は、特定行政庁に対し、当該2以上の敷地のそれぞれに適用される特別の容積率の限度の指定を申請することができる.
- 3. 都市計画において定められた建蔽率の限度が 6/10 の第一種住居地域内で、かつ、防火地域内にある準耐火建築物については、建蔽率の限度の緩和の対象となる.
- 4. 前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合において、特定 行政庁の許可を受けて建築物の容積率の算定に当たり当該前面道路の境 界線が当該壁面線にあるものとみなす建築物については、当該建築物の 敷地のうち前面道路と壁面線との間の部分の面積は、敷地面積又は敷地 の部分の面積に算入しない。